

事務連絡  
平成24年7月17日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成24年度国民健康保険に関するブロック会議における質問に対する回答について

平成24年5月下旬から6月上旬にかけて開催した国民健康保険に関するブロック会議において各都道府県及び市町村（特別区を含む。）からいただいた御質問の回答を、別添のとおりまとめましたので、内容について御了知いただき、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知等お願いいたします。  
なお、追って、追加の回答を予定していることを申し添えます。

### 【国保財政】

問 90 一般会計繰入について、国保の需要額に対する保険税不足分を補う保険税調定額が一定の基準以上に達した場合、(全国平均からみて、これ以上被保険者に負担を課すことが理不尽と認められる場合)に認めるべきと考えるがいかがか。(岐阜 8)

(答)

法定外の一般会計繰入は、本来、計画的・段階的に解消に向けて取り組むべきと考えているが、法定外の一般会計繰入を制限することは、地方財政のあり方にも関連する難しい課題であると考えている。

### 【その他】

問 91 市町村国保の不当利得返還金の消滅時効は何年か。

(答)

市町村国保における不当利得返還請求に係る債権は、公法上の債権であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年である。

問 92 保険者に対する指導監督における事業計画の策定について、指導監督通知以外に法令の根拠はあるか。事業計画はどの程度の内容のものを作成すべきか、ひな形を示してほしい。(富山 2)

(答)

1. 事業計画の策定は、法律上定められたものではないが、国民健康保険事業を計画的に運営するためには、策定することが望ましいと考え、指導監督の中で確認することとしている。
2. 事業計画の中で明らかにすべき事項は、指導監督実施要領の中で示した事項を中心に、それぞれの保険者において検討していただきたいと考えている。